

本日は大きく2点について質問します。まず、誰もが孤立しない北区について、3点お伺いします。

1点目は、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援と親の離婚などの困難な状況にある子どもの支援についてです。

厚労省が発表した2014年の人口統計によると、一人の女性が一生の間に生む子どもの数である合計特殊出生率は1.42と9年ぶりに低下し、今後は低下傾向をたどる可能性があるとしています。

その原因は、「団塊ジュニア」の世代の出産がピークを越えたこと、結婚年齢や第1子を産む平均年齢が過去最高だった前年よりさらに上がったこと、第2子の出生率が5年ぶりに低下したこと、未婚率が上がったこと、結婚したカップルの数が戦後最少だったことが考えられます。

また、死亡数は戦後最多。出生数から死亡数を引いた人口の自然減はこの1年で約27万人。子どもが欲しいと考えている若年層の希望が全てかなえば、出生率は1.8程度になりますが、人口1億人を維持するには2.07が必要とのことです。

一方、北区は「子育てするなら北区が一番」を掲げた子育て施策の充実が功を奏し転入者や出生数が増加したため、人口が約20年ぶりに34万人を超えたと今年7月発表しました。合計特殊出生率も上昇しており、23区平均の1.16を上回り、1.2になりました。

そこでお伺いします。策定中の北区人口ビジョンで示している北区の今後の人口や合計特殊出生率の目標と、その根拠や工程をお示してください。

今後、出生率や人口の目標を達成するには、北区で結婚したい人、子どもを持ちたい人、育てたい人をこれまで以上に増やし、その希望をかなえられるよう、結婚から子育てまで切れ目のない手厚い支援を行い、誰もが認める「子育てするなら北区が一番」になる必要があります。そこで以下7点お伺いします。

(1) まず、妊娠・出産などに向けた健康的な身体づくりについて若いうちから正しい情報を提供することが大切です。文京区では啓発冊子を成人用と中学生用に作り、取り組んでいますが、北区ではどのように行っていくですか。お答えください。

(2) 妊娠・出産に関する健康相談は、現在、女性の健康支援センターで行っていますが、これを平日夜間や土日にも開設し、学生や働いている人も利用できるようにしたり、妊娠・出産に関する相談は男性も受けられるようにしたらよいと思いますが、いかがでしょうか。

(3) ある民間の結婚情報誌が実際に使用できるピンクの婚姻届を付録にしたところ、大変好評だったそうです。茶色の文字の一般の婚姻届よりも、ハッピーな感じがあり、妊娠、出産とか両立ということに関しても楽しさや明るさが伝わるからです。また現在、17の自治体がこの結婚情報誌とコラボし、ご当地婚姻届をダウンロードすることができるようにしています。結婚時の気持ちを互いに忘れないよう、記念として手元に残しておけるものもあ

ります。他の自治体でも独自の婚姻届を作ったり記念品を渡したり、記念撮影場所を設置しているところがあります。このような結婚を応援する取り組みを北区でも行ってははいかがでしょうか。お答えください。

(4) 将来子どもを持ちたいと思っているカップルには、婚姻届提出時に妊娠・出産・子育てに向けた情報を提供したり、ブライダルチェックへの助成や不妊症・不育症治療の助成の拡充を行うなど、もっと応援してはと思いますがいかがでしょうか。

(5) 安心ママヘルパー事業、プレママ・ママーズ、セルフケア講座、産後デイケア「はあとほっと」への支援など出産前後のお母さんを応援する事業を充実させてきていると思います。現在までの実績と効果、課題、今後の取り組みをお示しください。

(6) これまでの事業に加え、東京都の出産・子育て応援事業の創設を受けて、北区ではさらにどう切れ目ない支援を行っていくのか、お示しください。

(7) 本年4月の保育園の待機児童数は160名となってしまいましたが、待機児童解消は、北区に住みたい若い世代を増やすのには欠かせません。再び、「北区に来れば保育園に入れる」とするための今後の具体的な手立てをお示しください。

さて、現在の日本では、結婚しない人が増える中、離婚するカップルが増え、今や3組に1組は離婚するという時代に入っています。その数は年間26万組で、うち4割は結婚5年未満で、乳幼児を抱えての離婚だそうです。離婚届1枚で簡単に受理されてしまいますが、離婚を減らす取り組みや、その後の親子を支えることが必要だと思います。

母子世帯の平均収入は、児童のいる世帯の平均の約3分の1です。離婚の増加が貧困を生んでいると言えます。原因の一つとして、離婚した夫から養育費を受けとっているのは2割未満という現状があります。

離婚が子に与える影響は、貧困の問題だけではありません。離婚した親は、後悔、未練、怒り、不安、孤立感などで精神的に不安定な状況に陥る人が多いといえます。一方、子どもも家庭という安全基地が大きく揺れ動き抑うつ状態になったり、逆に良い子に徹しようと無理をしたりします。ある日突然親によって、もう一方の親や友達、先生、祖父母、近所の人たちに別れを告げることなく、見知らぬ土地へと連れて行かれた子どもたちは、離婚の傷を長く引きずり、大きくなるにつれて、不登校、ひきこもり、学業不振、自傷行為、摂食障害、万引き、非行などといったさまざまな不適応行為に至ってしまうこともあると言われています。

日本では子ども本人がどう思っているかとは別に、別居親との面会率もきわめて低く、夫婦の離婚が子どもと父親（または父子家庭における母親）をも完全に引き離してしまっています。子どもにとっては、たとえお父さんとお母さんが別れても、両方の親が自分のことを気にかけて愛してくれていると感じられることが、何よりも大きな支えになります。また離婚しても親として、子どもの養育に最後まで責任を持つことが当然の義務だと思います。

明石市では、「こどもの養育支援」について、相談窓口を開設し、養育費の額や面会交流の取決めを父母に促しています。子どもの気持ちを父母に伝え、子どもへの配慮を促すためのアドバイスやひとり親家庭への支援策などを記載したパンフレット、離婚後も父母間で子

どもの情報を共有し養育を助けるための養育手帳の配布、離れて暮らす親子間の交流を深める事業、離婚後の子育てとこどもの気持ちを考えるワークショップ、親が離婚した子どもを対象としたキャンプなども行って、まちの未来でもある子どもを社会全体で守り、健全に育てていこうとしています。

この夏赤羽会館で上演された、弁護士と子どもたちで作るお芝居「もがれた翼」は、離婚家庭の子どもの気持ちがテーマでした。どちらの親と住みたいか、離れてる親とどのように面会交流していきたいか、名前や住む場所はどうか、そういう大事なことを全部、親同士が勝手に決めてしまうのではなく、第三者が親に代わって子どもに気持ちを聞いてあげる、争っている親の間で大きなストレスを抱える子どもに寄り添ってくれる、子どもの手続代理人制度があることを知りました。

例え親が離婚しても、子どもがその後の人生を笑顔で歩いていけるように、明石市のような取り組みや、子どもの手続代理人制度についての周知を北区でも行うことは大変重要と思いますが、見解をお示しください。

現代の子どもたちは、離婚や貧困以外にも、いじめ、超高齢社会、大規模災害など、直面するストレスは大きくなっていくことが予想されます。両親との死別、貧困、身体障害などの非常に辛い環境にいた子どもたちをアメリカで調査していた研究者らによって考えられたレジリエンスという概念を教育に導入する学校がアメリカやオーストラリアなどでは増えています。感情の調整、対人関係力、自己効力感、楽観性などを高め、気持ちが落ち込んでもすぐに立ち直る、ストレスをしなやかに受け止める、変化に適応できる、そういう力がレジリエンスです。ストレスに悩む教員、保護者自身もレジリエンスを学び、子どもに教えることで、困難を乗り越える助けとなっていくそうです。日本でもいくつかの学校ですでに始まり、子どもに変化が表れていると言います。

レジリエンスを育てる教育を北区でも行うことを提案しますが御見解をお聞かせください。

誰もが孤立しない北区についての2点目は介護者への支援の充実についてです。

介護サービス大手のある事業所が、先日全国の40代以上の男女を対象に行った調査によると、「介護離職をせず家族の介護と仕事を両立できるか」という質問に対し、「できると思う」と答えた人は9.7%と1割にも満たず、仕事との両立に否定的である現実が示されました。実際、平成27年版「高齢社会白書」によると家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は平成23年10月から24年9月の1年間で101,100人もいました。

介護は脳卒中や転倒・骨折などが原因で突然必要になることも多いことが分かっています。介護が一旦始めると、病院への付き添い、急に職場に遅刻や早退をせざるを得ない事態の発生、残業が出来ない、深夜の介護や認知症の見守りなど、介護者の心身の負担は大きくなります。介護休業法はあっても、時間的に融通の利く責任の重くない交代可能な職場へ変わったり、退職せざるを得なくなるわけです。貧困問題にも発展していく介護離職を少しでも減

らしたいという思いから 2 点伺います。

(1) 初めて介護をする人が仕事との両立ができるよう、働く介護者目線で有益な情報を提供するような介護者お助けページを北区の HP に設けることについて伺います。

内容としては

- ・介護を支えるサービスについての分かりやすい一覧表。
- ・わかりにくい言葉、似ているような言葉が多い、介護の用語集。
- ・サービス事業者一覧など介護施設の情報。
- ・高齢者あんしんセンターを訪問する際に、効率よく相談できるようなもの。
- ・ケアマネジャーとのコミュニケーションをうまくいくようにするためのもの。
- ・介護者自身の健康チェック欄
などです。

(2) 働く介護者同士が仲間を作って情報交換ができることは互いを支え、孤立を防ぐのに大変有用だと思います。働く介護者の集える場を土日に設けることについて伺います。

誰もが孤立しない北区についての 3 点目は障害者総合支援法の区の取り組みについてです。

先日、大活字本専門書店に行きました。普段目にするより大きな活字のベストセラー本や小説、絵本、漫画、辞典、教科書などが並んでいました。目が不自由な人への読み書き支援の普及啓発に取り組む NPO が主催するイベントにも参加し、日本では、弱視者と病気で視力が低下する人が 150 万人以上という現実に、大きな文字、見やすい文字や表示を社会全体に普及していくことが大切だと思いました。

大活字本は北区の図書館にもあります。最近小さい文字が見えにくくなってきた私には大変読みやすいものでした。図書館の大活字本の蔵書を増やすとともにその存在をもっと区民の皆さんにアピールすることで、読書を楽しむことのできる方が増えると思いました。

また、辞書など自分で購入したい場合、大活字本はページ数が増えるため、通常の 1 冊の内容を収めるのに 3 冊程度が必要になるなど、購入費用がかさんでしまう側面があります。そこで昨年 5 月、厚労省は障害者の「日常生活用具給付等事業」の一覧に、大活字図書や、音声と画像で読書ができるデジタル録音図書を明記。早速、千代田区と江戸川区では、障害者手帳などを持っていれば価格の 1 割の負担で買うことができるようになりました。

そこでお伺いします。北区でも大活字本の普及をおこなうこと、そして障害者の「日常生活用具給付等事業」対象品目に大活字図書やデジタル録音図書を加えること、そして何より、まず役所のパンフや申請書、各種案内表示などを大きくするべきと考えますが如何でしょうか。

平成 23 年の改正障害者基本法に情報バリアフリー化の一環として、読み書き支援サービスを国や地方自治体に求める規定が盛り込まれました。さらに、25 年に施行された障害者総合支援法の実施要綱に自治体が行う支援の一つに明記されました。

高齢者から「郵便物の字が小さくて見えない。内容が難しくて分からない。小さい字が書けないので、代わりに書いてほしい」などと頼まれる事があります。読み書き支援は、視覚障害者、高齢者の他にも、文字は見えるが理解がしにくいディスレクシアの方、日本語が読めない外国の方など必要としている人は幅広くなっています。

そういった方があらゆる場所でその支援をいつでも受けられる仕組みづくりが必要です。プライバシーを確保できる専門支援員の養成も重要と考えます。

函館市のNPOが行っている読み書きサービスは、通帳や手紙の代読、契約書類の代筆支援などで利用されています。東京では品川区、墨田区、三鷹市などが公的サービスと位置付けて実施し、「行政がやるので安心して頼める」との感想も寄せられていると聞きます。

北区でも、読み書き支援員の養成をし、役所の窓口で対応したり、必要な方に派遣するなど、読み書き支援の充実に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問の大きな2点目、安心・安全な北区のために、まず防災・減災対策の充実について3点お尋ねします。

1点目はインクルーシブな防災のあり方についてです。

東日本大震災の時、いつもケアをしてくれているヘルパーや介助者が駆けつけることができず、多くの障害者や高齢者が犠牲になりました。また、津波や建物の倒壊から生き延び、避難所にたどり着いても、その環境が障害に適應せず体調を悪化させたり、掲示板に貼られた各種の情報が分からずに、救援物資の配給を受け取れず、電気も水も食料もない自宅に戻った高齢者・障害者が大勢いました。

今年3月の仙台市での国連防災世界会議では、障害者基本法、障害者差別解消法、国連で批准した障害者の権利条約に反するようなことが起きないように、インクルーシブな防災という新たな考え方に注目が集まりました。

京都府は平成25年、「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を作成。高齢者や障害者だけでなく、妊産婦や乳幼児、外国人など幅広い要配慮者に対応可能な、誰もが使える避難所の運営方法を細かく定めています。北区ではインクルーシブな防災の取り組みについてどのように行っていくのかお答えください。

2点目は風水害を想定した避難訓練についてです。

本年9月の鬼怒川決壊で地域の方からも北区で河川が決壊したらどこに逃げるのかと心配の声をいただいています。風水害から区民を守るために、今回明らかになった土砂災害の警戒区域・特別警戒区域も考慮して、風水害を想定した避難訓練や区民ができる水害対策を周知していくことについて見解をお聞きします。

3点目は、地域防災力向上の為に3つお伺いします。

(1) 全世帯に配布された防災ブック「東京防災」の活用方法をお示しください。

(2) 我が会派では兼ねてより地域の防災リーダーの育成を求めてきました。青木議員の昨年の定例会での答弁では「減災と社会の防災力の向上のため、防災士が町会・自治会に加入

し自主防災組織の中で力を発揮できるよう、消防署等関係機関と積極的に連携を図っていく」としていましたが、その後の進捗状況と今後、区が防災士を把握し積極的に活用することについて見解をお示してください。

(3) 災害発生時、地域で安否確認を短時間で行ない、救助活動をしやすくする、安否確認ボードのようなものを導入することについて見解をお伺いします。

最後に東十条・王子地域の安心・安全のために2点お伺いします。

(1) 東十条駅南口前の跨線橋架け替えと駅前整備の現状、跨線橋の安全性について区の認識、区民を守る安心・安全への取り組みをお聞かせください。

(2) 日本製紙物流跡地再開発に伴い、交通量の増加が予想されますが、どう住民の安全を確保するのかお答えください。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。